

令和6年

第1回市議会定例会 議案第48号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37,920円」を「36,250円」に改め、同項第2号中「56,880円」を「54,580円」に改め、同項第3号中「56,880円」を「54,980円」に改め、同項第4号中「68,260円」を「71,710円」に改め、同項第5号中「75,840円」を「79,680円」に改め、同項第6号中「91,010円」を「95,620円」に改め、同項第7号中「98,590円」を「103,580円」に改め、同項第8号中「113,760円」を「119,520円」に改め、同項第9号中「128,930円」を「135,460円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 151,390円
- (11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 167,330円
- (12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 183,260円
- (13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 191,230円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,760円」を「22,710円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「37,920円」を「38,650円」に改め、同条第4項中「

令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「53,090円」を「54,590円」に改める。

第6条第3項中「または第8号口」を「,第8号口,第9号口,第10号口,第11号口または第12号口」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条および第6条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和6年度から令和8年度までの保険料率を定め、および介護保険法施行令の一部改正に伴い保険料率の算定に係る第1号被保険者の区分を改めるため